

# 石綿取扱い作業従事者特別教育 開催ご案内

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に労働者を就かせるときは、事業者は当該労働者に対し、当該業務に関する衛生のための特別教育を行わなければなりません。

(労働安全衛生法 59 条第 3 項、石綿障害予防規則第 27 条等)

北海道労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会北海道支部

<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

## 1. 開催日時・会場・定員

開始時刻の 10 分前までに受付けをしてください。

日時 令和 6 年 5 月 14 日 (火) 8:55~14:30

会場 稚内建設会館 2 階 会議室

(稚内市末広 4 丁目 4 番 2 号)

定員 50 名

## 2. 講習科目

① 石綿等の有害性	0 時間 30 分
② 石綿等の使用状況	1 時間 00 分
③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1 時間 00 分
④ 保護具の使用方法	1 時間 00 分
⑤ その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項	1 時間 00 分
⑥ 講習時間合計	4 時間 30 分

## 3. 時間割

時間	8:55~9:00	9:00~12:10	12:10~13:00	13:00~14:30
項目	オリエンテーション	講義 (途中休憩 10 分)	昼食休憩	講義

## 4. 受講対象者

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に従事している者

## 5. 受講料

受講料(教材費込み) 8,580 円 (消費税込み)

## 6. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「石綿取扱い作業従事者特別教育修了証」を交付します。  
当支部で他の特別教育を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。  
統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

## 7. 受講申込みに必要なもの

### ① 「受講申込書」

### ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)

自動車運転免許証(住所変更している方は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)  
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証(住所が記載されているもの)等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

### ③ 「証明写真1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)

正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。  
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。  
(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)

### ④ 「受講料」

### ⑤ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)

## 8. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 稚内分会  
〒097-0001 稚内市末広4丁目4番2号(稚内建設協会内)  
TEL:0162-33-5364

## 9. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受けを締切りしますのでご了承ください。(締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)
- ② **原則として受け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(1枚)の裏面には必ず氏名を記入してください。証明写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますので事前にご相談ください。

## 10. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は50分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。

- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。(会場には、自動販売機はありませんので、事前にご用意ください。)
- ⑧ 会場は禁煙です。講義中は座席を離れないようにしてください。

## 11. 旧姓又は通称の併記について

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

## 12. 申込み方法

- ①～③いずれかの方法でお申し込みください。

### ① 窓口持参

「7.受講申込みに必要なもの」に記載されているものを稚内分会事務局へ持参してください。

### ② 現金書留

現金書留に「7.受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、稚内分会へ郵送してください。

### ③ 銀行振込み

「7.受講申込みに必要なもの」に記載されているもの(受講料を除く)を稚内分会事務局へ持参または郵送してください。書類提出後、受講料を下記の銀行口座にお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。受講料の入金を確認後、受講券を発送しますので、早めにご入金ください。

振込先 稚内信用金庫 本店 普通預金 0165697

口座名 建設業労働災害防止協会北海道支部稚内分会

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※欄は記入しないで下さい。

※受付 第 号

カラー写真1枚  
縦3.0×横2.5  
この欄には糊付け  
せず、写真裏面に  
氏名を記入して  
提出して下さい

## 石綿取扱い作業従事者特別教育受講申込書

ふりがな		性別	生 年 月 日
氏 名		男	昭和 年 月 日
		女	平成 (満 歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)	有 無	併記を希望する氏名又は通称
住 所	〒 - 日中連絡の取れる電話(携帯等) ( ) -		
所属事業場	住所	〒 -	
	事業場名		
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 ( ) -
修了証等の送付先	修了証等を送付する場合は、申込者住所へ郵送します。他住所への郵送を希望する場合は、郵送先を記入してください。	〒 -	電話 ( ) -
		受講希望日(○印)	第1回 5 月 14 日

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者  
(受講者氏名)

- (注) 1 この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。  
2 カラー写真(縦3.0cm・横2.5cm、裏面に氏名記入)1枚を添付してください  
3 申込書に記入いただいた個人情報、講習のために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒097-0001 稚内市末広4丁目4番2号稚内建設会館 (TEL0162-33-5364)

建設業労働災害防止協会北海道支部稚内分会(略称:建災防北海道支部稚内分会)

【※事務局記入欄】

修了証番号	号
修了証 交付年月日	令和 年 月 日